

## 幸区生涯学習推進会議実務担当者会議設置要領

### 1 目的

幸区生涯学習推進会議では捉えきれない、幸区における各種生涯学習事業の最新の状況を関係諸機関等の実務担当職員が掌握・共有する機会を持つことで、互いの事業の参考とすると共に、幸区における協力・連携体制を構築するため、幸区生涯学習推進会議実務担当者会議（以下、「実務担当者会議」という）を設置します。

### 2 設置

- (1) 実務担当者会議は幸区生涯学習推進会議の議長である区長が招集します。
- (2) 開催時期・回数は特に定めませんが、年2回以上の継続性のある開催を基本とします。

### 3 構成

- (1) 実務担当者会議は、議長、副議長及び委員を持って構成する。
- (2) 委員は、別表の機関等から選出される生涯学習事業の実務に精通した者とします。

### 4 会議

- (1) 実務担当者会議の議長は、生涯学習支援課長がつとめるものとします。
- (2) 生涯学習支援課長に事故あるときは、同課日吉地区担当課長が職務の代理をつとめます。

### 5 会議内容

実務担当者会議は、主に次の内容で会議を行います。

- (1) 生涯学習事業の情報交換。
- (2) 幸区の生涯学習事業の推進に向けた意見交換。
- (3) 協力・連携に向けた意見交換。
- (4) その他、幸区の生涯学習・市民活動に関すること。

### 6 庶務

実務担当者会議の庶務は生涯学習支援課が行います。

### 7 関係者の出席

実務担当者会議は必要に応じ、専門家、民間生涯学習施設の長、市民団体の代表などの出席を要請し、その意見又は、説明を求めることができるものとします。

### 8 報告

実務担当者会議は会議の進捗状況・成果を、幸区生涯学習推進会議に報告するものとします。

### 9 その他

この要領に定めるもののほか、実務担当者会議の運営について必要な事項は、幸区生涯学習推進会議議長が実務担当者会議議長と協議し定めるものとします。

### 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表

幸区役所企画課  
幸区役所地域振興課  
幸区役所生涯学習支援課  
幸区役所生涯学習支援課日吉地区担当課  
幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課  
幸区役所こども支援室地域こども支援担当課  
建設緑政局夢見ヶ崎動物公園  
教育委員会学校教育部幸区・教育担当  
教育委員会幸図書館  
幸区社会福祉協議会地域福祉課  
幸こども文化センター  
幸スポーツセンター  
地域子育て支援センター  
幸区公立保育園園長会